

さいたま市告示第755号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市下水道事業企業会計システム機器賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市建設局下水道河川部下水道財務課外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和9年1月1日から令和10年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本公告日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下、「名簿」という）に業種「賃貸」内の営業品目「OA機器・用品」で登載されている者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局下水道河川部下水道財務課
担当 経理係 電話 048(829)1877

(2) 交付期間

公示の日から令和8年5月7日（木）午後5時15分まで

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出を併せて返却すること。

なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和8年5月7日（木）までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていないものは、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

令和8年4月28日（火）午前8時30分から令和8年5月7日（木）午後5時15分まで

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格の確認通知

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和8年5月13日（水）を目途に発送するものとする。

(3) その他

4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付した場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月21日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所地下一階第一会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月21日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市建設局下水道河川部下水道総務課

電話 048(829)1553 FAX 048(829)1975

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市建設局下水道河川部下水道財務課

電話 048(829)1877 FAX 048(829)1975

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。従って、本契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算が措置されない場合は、本契約を変更または解除する場合がある。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市建設局下水道河川部下水道財務課及びホームページにおいて閲覧で

きる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。